第 5 章　調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

第 5 章　調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」（平成 6 年 12 月、埼玉県条例第 61 号）第 6 条の規定により、「桶川都市計画事業（仮称）桶川北本ＩＣ周辺東部地区土地区画整理事業　環境影響評価調査計画書」の縦覧が以下の期間及び場所で行われた。

また「埼玉県環境影響評価条例」第 7 条第 1 項の規定により、環境影響評価調査計画書に関し、都市計画決定権者が、環境の保全の見地からの意見を以下の期間で受け付けた。

縦覧期間：令和 4 年 9 月 16 日（金）～令和 4 年 11 月 14 日（月）（延長後[注)]）

縦覧場所：・埼玉県環境部環境政策課
・埼玉県中央環境管理事務所
・埼玉県東松山環境管理事務所
・桶川市環境対策推進課
・鴻巣市環境課
・上尾市環境政策課
・北本市環境課
・川島町町民生活課
・吉見町環境課

意見提出期間：令和 4 年 9 月 16 日（金）～令和 4 年 11 月 28 日（月）（延長後[注)]）

その結果、関係住民等からの意見を 7 件受理した。環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見の概要については、表 5-1(1)～(5)に示すとおりである。

注）調査計画書の記載内容に訂正があったことから、当初の「埼玉県環境影響評価条例」の規定による縦覧期間及び意見提出期間を延長した。
縦覧期間　【当　初】令和 4 年 9 月 16 日（金）～10 月 17 日（月）
　　【延長後】令和 4 年 9 月 16 日（金）～11 月 14 日（月）
意見提出期間【当　初】令和 4 年 9 月 16 日（金）～10 月 17 日（月）
　　【延長後】令和 4 年 9 月 16 日（金）～11 月 28 日（月）

表 5-1(1)　環境の保全の見地からの意見を有するものの意見の概要

項目		意見の概要	調査計画書頁
都市計画対象事業の目的	事業全般	今回の事業計画では、立地の特性を活かし秩序ある都市的土地利用を実施し、田園環境との調和を図り、桶川市の発展に寄与するなかで地域の声をしっかりと捉え、事業計画に反映できるよう求める。	3
都市計画対象事業の実施区域	計画地及び周辺の概況	地形では、石川川の事が一切触れられていないが、記述を求める。この地域は石川川の源流に近く、湧水も一緒になって清らかな水が流れている。このような地形が残るのは、市内でも当該地域だけであり、貴重な自然の地形ともなっている。	4
		自然環境でも、石川川とその周辺の湿地が存在し、ミソハギ、カヤ、アザミ、カヤツリグサ類等の在来種が比較的多く見られ、貴重な自然環境となっている。また、近年減少している黄菖蒲の群生地もある。当然、キツネや狸なども生息している地域であり、オオタカだけでなく、生態系が豊な地域であることを記述していただきたい。	4
都市計画対象事業の実施方法	土地利用計画（公園緑地等）	計画地内には、石川川に由来する水路が存在し、歴史的には米を積んだ船が行き来していたという。説明会では、湿地や水路を残した公園の計画の考えが示されたが、計画内容としては、載っていない。また、牧野家陣屋跡や 2 か所の縄文遺跡をつぶすことになる当該計画では、できる限りの発掘調査と歴史的由来を調査し、調査結果は、公園や施設などで、後世に残すようにしていただきたい。	9, 10
	交通計画	計画地内に存する市道 1584 号は川田谷小学校児童が通学路にしているようです。工事中や完成後での配慮すべき事項があるのではないか。車両の走行経路も検討が必要ではないか。	12, 13
		上尾道路からのアクセス道路は、一部通学路となっています。市道 15 号線における児童生徒の通学路に対しての安全対策と、市民が通る生活道路としての安全対策を講じてください。	12, 13
		アクセス道路へは、歩道の設置及び、耕作する農作機械や車両が出入りできる場所と、通行帯を確保してください。	12, 13
		市道 1 号線から市道 14 号線に抜ける変則的な T 字路は、見通しが悪く危険です。市道 65 号線を通って市道 1 号線へ抜ける新たな道路整備と、交差点へ信号機の設置を要望します。	12, 13
		事業を進めるうえでは、周辺地域の道路整備（65 号線と 1 号線の交差部、15 号線と 1561 号線の交差部など）の課題や児童生徒を含めた道路利用者への安全に配慮した事業の実施を強く求める。	12, 13
	その他	開発エリアと、アクセス道路は夜になると暗く見通しの悪い場所です。安全対策として、街路灯や防犯灯の設置を要望します。	―

表 5-1(2)　環境の保全の見地からの意見を有するものの意見の概要

項目		意見の概要	調査計画書頁
工事中の環境保全対策	水質、土壌、地盤	当該地域は湿地による軟弱地盤であり、地盤凝固剤を使用する可能性が高いが、記述がない。	18
		調整池が必要との説明もあり、その場合の地下水位のレベルも触れていない。工事の概要が分からない状態だが、水質、土壌、地盤は、丁寧に記述すべきである。	18
	植物	生物について、植物種の移植を必要に応じてとあるが、上尾道路江川地区環境保全対策検討委員会において、移植が難しい種などが調査されている。工事ありきで単純な移植は控えていただきたい。	19
	動物	オオタカについて、圏央道の環境保全措置を参考にするとあるが、オオタカ検討委員会での調査やモニタリングの中で、繁殖に失敗している。また、環境アセスメント（1998 年 2 月）では、「周辺に失われる面積は、周辺の同様な生息環境のうちのわずかで、同様な環境が多く存在するので影響は少ない」と評価している。しかし、その後圏央道と上尾道路とのジャンクション（評価の対象とはならず）や周辺開発が進み、記述の残された生育環境であった当該計画地が失われることにより、生息環境は大きく損なわれる。従って、圏央道の環境保全措置は参考にはならない。新たな検討委員会なども検討いただきたい。	19
調査項目	水質	地下水についての「存在・供用時」を入れる。地盤凝固剤やコンクリートなどを使用した場合、地下水に影響は残る。また軟弱地盤を調整池のための掘削や、道路整備などにより、地下水位が変化することが考えられ、公開緑地公園は湿地であり、生態系に大きな影響がある。	22
	水象	水象について、「河川等の流量、流速及び水位」、「地下水の水位及び水脈」は存在・供用時だけでなく、工事中の影響を入れる。当該地域には石川川源流に近く、湧水も流入していることから、工事による水脈の分断や埋め立ては、慎重にしなければならない。地下水涵養機能と地下水位及び地下水流動の変化は生じるので、調査は必要である。	22
	地象	「土地の安定性」について、項目として選定しない理由を「計画地は平坦な地形を呈する水田及び畑地等であり、地盤の法面安定計算を必要とするような長大な盛土の設置は行わないことから調査・予測項目として選定しない。」とあるが、石川川とその周辺の工事次第では、土地の安定性は必ずしも確実ではないことから、項目に追加する。	22, 26
		「地形及び地質」について、「計画地には重要な地形及び地質は存在しない」とあるが、谷地田や市内で唯一残された清水の流れる石川川と、希少動植物も生息する谷地田は重要である。ホテイアオイの大きな群落も複数存在している。	22, 26
	史跡・文化財	当該計画地は、重層的な遺産がある地域である。開発によって失われるものを入れるべきである。未知の領域や調査不足がゆえに、人類の貴重な遺産を破壊することは許されない。従って、史跡・文化財の項目は、工事中の影響も調査項目に入れる。	26

表 5-1(3)　環境の保全の見地からの意見を有するものの意見の概要

項目		意見の概要	調査計画書頁
調査項目	史跡・文化財	史跡・文化財について、指定文化財が存在しないことを理由に、項目を選定しないのは合理的でない。大平遺跡と遺跡№7 の縄文集落跡は、全容が解明されておらず、今後発掘作業によって解明されるものである。また、圏央道の工事の際に一部発掘された牧野家陣屋跡の全容も解明されていない。これらは計画地の半数近くを占めており、貴重な文化財を抹殺することは許されない。	22,26
調査方法	調査全般	住民への安心安全が確保される工事計画となるよう事前の調査をしっかり行ってください。	―
		事業地建設が終わってから、環境に影響があるという事で追加工事がなされることがないよう、十分な事前調査をお願いいたします。	―
	大気質、騒音、振動	大気質、騒音、振動の測定地点に、もう一か所、圏央道に近い住宅予定地を加える。圏央道に加え、施設の稼働、供用時の自動車交通の発生に伴う環境負荷について、生活環境の予測・評価が必要である。	33,40
	水質	その他の土壌の性状は最低 2 季とする。1 回では客観性に欠ける。	57
	水象	地下水の水位及び水脈について、既存資料と既存井戸では実態がつかめない。湧水は多数あり、石川川に流入していると考えられ、図 4.5-1 の 4 ヶ所に加え、石川川の合流周辺に一か所加える。湿性植物が生育していると考えられる地域である。	55
		計画地は、過去に池が存在して湧水があったと地元の方は言っています。埋め立てられているようですが、湧水や地下水脈の調査をしっかり行う必要がある。	55,60～62
		石川川の水量が増えると考えられ、下流への影響も検討すべきではないか。	62
	水象、動物、植物、生態系	高村建材工業(株)北側の湧き水のある湿地の環境影響評価について環境影響評価調査計画書にきちんと計画されていません。この湿地は石川川の生態系の一部であり、石川川流域全体の生態系に影響を及ぼすものであります。この湿地を含めた石川川全域の生態系調査および環境影響評価を実施することで湿地および石川川の水棲動植物は元より流域周辺を生活圏にしている動物を含めた生態系の保全につながります。 さらに川田谷全体の生態系に影響いたします。川田谷の各地において鳥類の頂点に君臨する大鷹を含めた猛禽類の生息が 確認されています。その猛禽類の生息にも影響を与える事になります。 水源のある湿地及び石川川の生態系の調査、水質に与える影響をしっかり調査しないと川田谷の未来、桶川の未来にとって禍根を残すものとなります。 水源のある湿地及び石川川全域の環境影響評価調査を確実に実施いただきたい。	55,60～62,68～80
	土壌、地盤	土壌及び地盤の予測について、産業廃棄物埋設区域だけでなく、工事の範囲に広げる。造成工事や地盤改良剤投入などの工事は、広く周辺環境に影響を与える。	64,67

表 5-1(4)　環境の保全の見地からの意見を有するものの意見の概要

項目		意見の概要	調査計画書頁
調査方法	動物	動物について、環境の保全に関する配慮方針で、「保全すべき動物種については、改変区域外への移動を容易にするなどの環境保全措置を検討する」とあるが、当該計画地が周辺でも最も自然環境の良い地域となっており、区域外の移動とは、どこの地域を指すのか、そこで生育が可能なのかも含めて評価し、配慮の内容を具体的に示すよう求める。また、植物の直接的改変を予測するとあるが、動物にも影響があるため、間接的改変も可能な限り予測すべきである。	73,74
	植物	植物の植生調査の頻度が年 2 回となっているが、植物相調査と同様、年 4 回の実施とする。生態系の予測・評価に際し、基本的データとして重要である。	76
	生態系	生態系の予測として、計画地のわかりやすい生態系ピラミッドの現状と、工事と造成地、工場の稼働の際それぞれに予測していただきたい。また、工事中の騒音、振動が生態系に及ぼす影響について、加えていただきたい。	80
	景観	田園風景を壊されることがないよう、十分に配慮した計画となるよう、事前調査をしっかり行ってください。	81～83
環境の保全に関する配慮方針	大気質	資材運搬等の車両または、関連車用の主要走行経路を定め調査を行い、調査結果の詳細、建設機械の台数、工事中の交通量の数値等を明らかにして、周辺地域への影響を最小限に抑えるように対策を求める。	43
	騒音・低周波音、振動	工事中や物流倉庫が稼働した後は、多くの車両の往来が見込まれます。調査にあたり、現在の状況をよく調査するとともに、近隣住民への丁寧な説明と、理解を求めること。また、関係車両の通行に際しては、制限速度と通行時間帯を設けて遵守してください。	43,48
	水質、水象	計画エリアを流れる石川川の源流を保全し、水質汚濁対策を行ってください。	59,62
	動物、植物、生態系	開発エリアは動植物や、昆虫類が多く生息しています。環境調査により確認できたものに対しては、移植等適切な対応をお願いします。また、湿地帯の場所へは、ビオトープによる昆虫が生息できる場所の整備をお願いします。	74,78,80
	植物	植物の環境の保全に関する配慮方針で、「必要に応じて移植などの環境保全措置を検討する」とあるが、移植に適さない植物などもあり、希少種や地域の固有種に対しては慎重な検討が必要である。計画地は湿性植物が多いことから、公園の面積や地形など、場合によっては計画変更も視野に入れた対策が望ましい。	78
	生態系	生態系の保全ための配慮方針として「植栽植樹は、現存植生の構成種を考慮し選定する」とあるが、有識者や NPO などの意見と検討を交え、科学的に検討した過程を明らかにしていただきたい。また、緩衝緑地帯に、湿地を確保することも視野に入れていただきたい。	80
	史跡・文化財	史跡・文化財について、計画地は古墳跡と、江戸時代の牧野家の跡地であり、桶川市の歴史上、貴重かつ重要な文化財が存在する。「地下部の改変を極力回避した造成とする」だけでなく、全容を明らかにした地上部との重ね図をていねいに作成し、後世に残していただきたい。	90,91

表 5-1(5)　環境の保全の見地からの意見を有するものの意見の概要

項目		意見の概要	調査計画書頁
環境の保全に関する配慮方針	史跡・文化財	(仮称)桶川北本 IC 周辺東部地区土地区画整理事業計画地に隣接する上尾道路の工事を行った際、埋蔵文化財の発掘調査を行ったと聞いています。この度の計画地内にも埋蔵文化財が残っている可能性が考えられます。埋蔵文化財は、地域の歴史や文化を知るうえで大切な財産であることから、それを適切に保護するよう関係機関との協議及び実施を求める。	91
		今回の上記対象事業の史跡・文化財（90、91 頁）について、前回牧野家陣屋跡、見樹院（牧野薬師寺堂）大平遺跡の調査は桶川ジャンクション建設前に一部調査済みですが、陣屋跡地については、大部分残り未調査部分が今回の事業地に該当致しますので、当計画書の該当地を調査発掘する事が必要です。 天正 18 年秀吉が小田原北条を制した（1590）徳川家康は関東の地を与えられ江戸を中心とした地域支配のシステムの中で桶川を中心とした上尾、北本の西部地区を家康の譜代の家臣である「牧野康成（マキノ　ヤスシゲ)」が所領としてこの地を陣屋とした。(伝ると牧野家は初代「家康」～15 代「慶喜」）までこの地を所領している大変珍しい家柄だった。）又この地は以前より荒川の舟運により繁栄した所領内の石戸宿に近く経済的に重要な拠点だった所を利用して陣屋としたのではないか。今回の計画用地には石川川の水源地も含まれた湿地帯が北東部にあり昔は自然の要害があり江戸時代以前、戦国時代の出城を陣屋として利用したのではないか？ 前回桶川ジャンクションの建設前に調査したおり、15 世紀の陶器等が出土しています。又ジャンクション調査では牧野家の家紋入（三つ柏）の漆器が出土しています。牧野陣屋の少しを調査しただけでも貴重な出土品が有りました。未だ重要な部分が多く残って未だ未調査部分が多く桶川の戦国時代～江戸時代の歴史的貴重な資料が発見されると期待致します！ぜひ入念な調査をお願い致します！！	90, 91
その他	手続きについて	環境アセスメントの手続きは、埼玉県環境影響評価条例第 31 条に基づき、市都市計画課が実施している。これに対する意見の募集を同課で行うのは客観性に欠ける。埼玉県が環境政策課で所管しているように、事業者と一線を画した組織（例;環境対策推進課）などで行うべき。	―